東京大学薬学部組織規則

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第５７号
沿革

（趣旨）

第１条　この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学薬学部（以下「学部」という。）の組織に関し必要な事項について定める。

（学科及び学科目）

第２条　学部に、次に掲げる学科及び学科目を置く。

薬科学科　薬科学

薬学科　薬学

（教育研究に関する協力）

第３条　学部の教育研究は、薬学系研究科の協力を受けて実施する。

２　前項のほか、学部の教育研究は、東京大学病院の協力を受けて実施する。

（教授会）

第４条　学部に、学部教授会を置く。

２　学部教授会は、学部の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

３　学部教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

（学部長）

第５条　学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

２　学部長の任期は２年とする。

３　前２項のほか、学部長に関し必要な事項については、別に定める。

（事務組織）

第６条　学部の事務を処理するための組織については、別に定める。

（細則への委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１６年４月２８日から施行する。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学薬学部組織規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第４章　学　　部

沿革情報

◆平成１６年０４月０１日　役員会議決
◇平成１６年０４月２８日
◇平成１８年０３月１７日
◇平成３１年０３月２２日
◇令和０３年０３月１８日
◇令和０７年０９月２５日
◇令和０８年０９月１５日